

後期基本計画のパブリックコメントの提出意見と市の考え方

網掛け部分は提出された意見を受けて計画の修正をするものです。

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
1	2	111	生涯学習、生涯スポーツ等では、箱物(建築構造物)事業の検討について、前期の検討内容を市民に公開するとともに、行政において十分精査した上で、後期における検討内容を明確にすべきです。	建設に入る前段として「構想の検討」を行ってききましたが、前期においては、「生涯学習センター・中央図書館基本構想検討委員会設置要綱」を定め、委員会を発足させるに留まりました。後期においては引き続き、この体制によって構想を検討してまいります。(教育委員会)
2	2	111	主な事業に「市民カレッジ充実推進事業(仮称)」を取り上げて、本当に充実した市民カレッジを構築する強い姿勢を示すべきです。	市民カレッジは生涯学習推進事業の中核をなす事業と考えております。そこで、教育基本計画・同実施計画の中で施策・事業を充実・推進して行くものです。(教育委員会)
3	2	112	こども園の整備について、本項の最大の事業としてもっと明確に記述すべきです。	今後のこども園整備計画につきましては、「こども園整備と既存市立幼稚園及び市立保育所の再編について 第1期計画(素案)」(以下、「素案」という。)として昨年11月に公表させていただいたところであり、この今回公表した「素案」はあくまでも案であって、今後素案検討委員会にてご意見をいただき決定して参りたいと考えております。従いまして、今後策定をする「こども園整備と既存市立幼稚園及び市立保育所の再編について 第1期計画」案の中でこども園整備について記述して参ります。(こども部)
4	2	112	前期基本計画には、地域に開かれた学校づくりの構想が記載されている。しかし、後期基本計画にはそれに関する記述が無いが、何故ですか。決して前期で達成できたとは思われません。少なくとも、前期と同様な記述をすべきです。	各学校(園)では、開かれた学校づくりに向けた取組を進めてまいりましたが、このためには、学校・家庭・地域の連携が不可欠です。今後は、「3項 学校、家庭、地域社会が一体となった教育の推進」の一環として、開かれた学校づくりを一層推進してまいります。(教育委員会)
5	2	112	主な事業に「幼稚園整備事業」は記載されているが、「保育所」に関しての記述がありません。「幼稚園整備事業」が主な事業であるのであれば「保育所整備事業」も主な事業になるのではないですか。	当該項は教育に係る事業の記述箇所ですので、「保育所整備事業」については、3項児童福祉の充実の部分に記述いたします。(こども部)
6	4	112	学校老朽化問題の解決には、抜本的発想転換が必要です。教育問題は大きい課題。本来は国家的戦略によって、大規模投資が必要な分野と思えますが、習志野市の現在の優れた教育環境を生かす構想がほしい。工科系大学の存在、音楽文化の高い市民、習志野高校のあり方も習志野の教育総合戦略のうちに重要な役割が担えと考えます。単独の発想では解決は出来ない時代になっています。	習志野市教育委員会では、地方分権の流れの中で、現在国や県が進めている様々な教育改革に則り、これまでの教育のあり方を見直し、習志野市独自の新しい時代に対応した教育内容や教育システムの改革を進めております。学校の老朽化に伴う対策は、その一環として児童生徒が安心して学習や生活を送るための絶対条件であり、児童生徒の命を守るために最優先しなくてはならない課題であります。このことから学校老朽化問題の解決には、現在、国の「安全・安心な学校づくり交付金」制度を用いて、学校施設の改築、耐震補強及び老朽化対策である大規模改造事業などに交付金を活用し、整備を進めております。(教育委員会)
7	5	112	就学援助の周知徹底を図り就学困難な児童および生徒の就学奨励に努めてください。学校長を通じての申請受付を、子育て支援課など市役所の窓口にも広げたり教育委員会への直接申請を検討してください。年収の上限額の見直しなど適用条件を緩やかにして下さい。	市の広報・ホームページ、小中学校新入学者全員へのちらし配布、子育て支援課窓口でのご案内などで周知を図っております。お子様のご家庭の状況を最も良く把握しているのは学校ですので、学校で申請受付をしておりますが、学校では申請が困難、という方があった場合教育委員会で申請を受けつけることも可能です。認定の所得基準については現行水準の維持に努めてまいります。(教育委員会)
8	7	112	こども園整備事業(市立保育所、幼稚園への民間活力の導入を含む)について、むやみに大規模化を志向せず、既存施設の有効活用をするなどを考え、より住民ニーズに適切に応えたほうがいいのではないのでしょうか。	こども園整備に係る定員や位置等の施設内容、地域の公立施設在籍児の変化や施設の老朽度合など総合的に検討して決定して参りたいと考えております。(こども部)
9	5	112	「こども園」構想は、中学校区に統廃合を行うため通園の不便を強いるほか、巨額の予算を必要とするなどいろいろな問題があるので中止してください。保育の質の低下が懸念される民営化は行わず、公立保育所・幼稚園を存続して下さい。「こども園」構想、既設の施設の民営化は、保護者・関係者で話し合いを持ち、行政側からの一方的な押し付けはしないで下さい。	こども園の再編の方向性は、子どもの視点から望ましい教育保育のあり方、現行のまま維持運営していった場合の費用との比較考量などから検討して参ります。また、こども園整備案はたたき台の段階から市民の皆様に提案し意見を伺って参ります。(こども部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
10	5	112	東習志野こども園の実態を、子どもの立場、親の立場、財政面、保育、教育の内容面、園の運営面など、総括、検証し、公表して下さい。	今後開催する検討委員会での意見も加えながら検証して参ります。(こども部)
11	6	112	現行憲法と子どもの権利条約の立場で、平和教育を推進することを「次代をひらく学校教育の充実」に加えてください。	習志野市の文教住宅憲章、教育基本計画に沿った教育を推進します。(教育委員会)
12	2	121	「保健・医療の充実」の「現状と課題」における「親子の保健活動...」において、前段の事業展開と後段の「虐待予防の視点...更に強化推進していきます。」の表現がどのような関係にあるのか分かりません。本項の課題が何であるのか明確にすべきです。	ご指摘のとおり、本項の課題を明確にするため、以下のように変更したいと思います。 親子の保健活動としては、乳幼児が心身ともに健やかに発達できるよう、虐待予防の視点を含め、妊婦・乳幼児の健康診査や新生児・産婦訪問を中心に事業を展開しています。(保健福祉部)
13	2	121	重点指標として「適正体重を保っている人の割合」が取り上げられているが、【施策の基本方向】には全くそれに関する記述がありません。もし、この重点指標を採用するのであれば、適正体重を確保するための啓発活動などの基本方向があってもよいではありませんか。	「適正体重を保つ」ことについての具体的な記述はしていませんが、施策の内容として取り上げている生活習慣病対策、健康づくり対策の中で、具体的な取り組みを行ってまいります。(保健福祉部)
14	2	121	「がん検診の啓発活動などによって受診率の向上に努める」との記述がありますが、その受診率の目標値を重点指標にしてはいかがですか。本市での目標値はいくらですか。	現在の本市におけるがん検診の受診率の目標は、30%です。国は5年以内に50%という目標を設定しましたが、受診率の算定方法がルール化されておらず、標準的な断定方法をまとめていく方針ですので国の動向をみていきたいと考えております。また、がん検診の受診率を重点指標にするかどうかにつきましては、現在のところ考えておりません。(保健福祉部)
15	5	121	市民が健やかで心豊かに生活できる社会にするために、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現して下さい。特に三大生活習慣病による死亡率が高くなっており、これらの予防・早期治療を支援、充実させて下さい。	平成20年度から生活習慣病予防のための特定健康診査・保健指導等健診が始まりますので、市民へ健診の周知をしていきます。また、「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき取り組んでいきます。(保健福祉部)
16	5	121	生活習慣病対策等の推進のため、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の概念を導入し、市民の運動、栄養、喫煙面での健全な生活習慣の形成に向け、市民や関係者の「予防」の重要性の理解促進を図るための市民運動を展開して下さい。 健康・栄養状況の改善を図り、良好な食生活を実現するために、個人の行動変容を促し、また変容を支援する環境を確保して下さい。	平成20年度メタボリックシンドロームの概念を導入した「特定健康診査・特定保健指導」を開始します。 「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
17	5	121	市民の身体活動・運動に関する意識を高め、日常の活動及び運動習慣を持つ方の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことが出来る環境づくりを行って下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
18	5	121	身体及びこころの健康を保つための適度な運動、バランスの取れた栄養・食生活、心身の疲労回復と充実した人生をめざす休養に関する啓発を行って下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
19	5	121	喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及、未成年者の喫煙防止、公共の場での分煙の徹底及び知識の普及、禁煙希望者に対する禁煙支援プログラムの普及を行って下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
20	5	121	多量に飲酒する人の減少、未成年者の飲酒防止、節度ある適切な飲酒の知識の普及を目標とし、情報提供、飲酒習慣の改善や未成年者飲酒防止に関する啓発を行って下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
21	5	121	生涯にわたり、自分の歯を20歯以上保つことにより健全なそしゃく能力を維持し、健やかで楽しい食生活を過ごすために、歯及び口腔の健康増進の推進を図って下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
22	5	121	糖尿病の疾患の対策として、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要であることから、一時予防の推進を図って下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
23	5	121	循環器病の後遺症は、本人の生活の質の低下を招く大きな要因となっているため、検診による早期発見、重症化予防に加えて、栄養・食生活、身体活動・運動等に関する知識の普及啓発を通じた一次予防対策を充実させて下さい。	「健康なまち習志野計画」「習志野市保健医療計画」に基づき対応していきます。(保健福祉部)
24	5	121	生活習慣病予防の更なる徹底には、検診による当該者・予備軍の早期発見と適切な保健指導が重要ですが、仕事などで多忙のために時間が取れていない状況もあります。検診、健康指導環境の充実をして下さい。	平成20年度から開始する「特定健康診査・保健指導」については、働いている人に配慮した実施を検討していきたいと考えています。(保健福祉部)
25	5	121	健康教育、健康相談などの保健事業を継続的、かつ包括的に展開していくために、地域保健と職域保健を連携して充実させることが重要です。地域・職域の共通の課題やニーズを把握するための調査事業、健康教育、健康相談等の健康づくりに関する事業、フォーラム、健康情報マップ作成など全体企画としての事業、関係者の資質の向上に関する事業に取り組んで下さい。	平成20年度から各医療保険者が「特定健康診査・保健指導」を開始する中で、地域保健と職域保健の連携が必要になってくると思いますので、今後の検討課題とさせていただきます。(保健福祉部)
26	5	121	自殺の予防は緊急に取り組むべき課題であるため、相談体制の充実、普及啓発などの推進に取り組むこと。また、うつ病等の患者が適切に受診できるように環境整備に努めて下さい。	自殺は、健康・経済・生活問題・家庭・職場等様々な悩みが原因で心理的に追い詰められた末の結果であります。こころの問題をもつ者に対して、適切な支援を行うことは、自殺を予防する方法の一つと考え、相談にあたる機会のある職員に対して、研修に参加する機会を周知し受講を推奨しております。また「自殺予防週間」には啓発活動としてポスターの掲載を実施しております。 自殺者の半数以上は、自殺の1か月以内に精神科以外の医療機関を受診しており、千葉県では、一般科医師に対するうつ病研修会を開催し、医療提供体制の整備と人材育成をしており、これらの成果を注視したいと考えております。(保健福祉部)
27	5	121	習志野市民意識調査で、具体的に取り組むべき施策を聞いたところ「国民健康保険制度に関する周知」が48.8%と最も多く、また、「国保死亡事例調査」では、国民健康保険料滞納者や無保険者が、保険証がないために医療費が払えないなどの理由で受診が遅れ死亡した事例が少なくとも29件ありました。国民健康保険制度の周知をすること、ならびに使いやすい医療保険制度にし、基本検診、がん検診、健康相談などとあわせた健康支援制度の充実が必要です。	国民健康保険の制度のお知らせは、広報や市のホームページに掲載しているほか、毎年7月に加入する全世帯に「該当する年度の国民健康保険の手引き」を送付しています。この手引きの中に、保険料の支払いが困難な場合についての案内を掲載し、早めの相談を呼びかけています。 また、国保年金課の受付では納付相談のチラシの掲示や用紙を配備しています。 次に、健康診査等については、平成20年度から市で実施していた基本健康診査に代わり、医療保険者にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査及び特定保健指導が義務づけられました。健診については、今までの基本健康診査と同様に個別健診により実施します。これらについて国保担当部局と健診担当部局で他の健診を含めてPRに努めてまいります。(市民経済部)
28	5	121	厳しい経済情勢のもとで保険料を支払い続けることが被保険者にとって大きな負担になっており、多数の滞納者・未納者を生み出しています。滞納者には、保険証の取り上げという制裁措置が行われるなど、受診抑制による健康破壊と生活不安を引き起こしています。誰もが安心して利用できる保険制度として維持するために、国民健康保険特別会計繰出金を増額して下さい。	繰出金については、国保制度上、引き続き必要であると考えております。 また、国保財政については、国・県に対し、市長会等を通じて、更なる財政支援の強化を要望してまいります。(市民経済部)
29	5	121	国民健康保険証を留め置いている世帯や資格証明書発行世帯を訪問調査し、「地方自治体」の判断とされている「特別の事情」を積極的に活用し、国民健康保険証を交付して下さい。国民健康保険料が高すぎて払えない滞納者に対して資格証の発行や差し押さえなどせずに、「減免」「猶予」などとして下さい。特に国民健康保険法第77条にもとづき所得の減少や生活困窮による申請減免ができるようして下さい。	資格証明書の発行につきましては、納付相談を通じて個々の事情や生活実態の把握に努めておりますが、これら納付相談に応じてもらえない方に対し、接触の機会を持つために短期保険証を発行した後、それでも納付相談に応じてもらえない方に資格証を発行しております。 なお、平成19年8月の保険証更新時より、中学生までの子供には一般の保険証を交付するように致しました。減免申請等の相談も、引き続き随時実施してまいります。(市民経済部)
30	5	121	国民健康保険法44条に基づき、医療費一部負担金免除申請制度を活用できるようにして下さい。	国の法令に基づいて対応してまいります。 また、納付相談等を通じて各々の事情をお伺いしてまいります。(市民経済部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
31	5	121	国民健康保険にも社会保険制度と同様の休業補償を確立し傷病に伴う休業補償手当、出産に伴う休業補償手当を支給して下さい。習志野で国民健康保険の傷病手当、出産手当の事業費の試算をして下さい。	社会保険では、被保険者又は女子被保険者が療養や出産のため仕事を休み、給料をうけられないときに「傷病手当金」や「出産手当金」が制度化されております。これらの制度は、国民健康保険では任意給付に該当しますが、その基準が国民健康保険法施行令には、明示されておりませんので、事業費を試算することは、困難と考えております。(市民経済部)
32	5	121	後期高齢者医療制度について、習志野市対象者11,703人のうち、年金月額15,000円以下の方が約2,300人います。独居の場合はこの年金ではとても生活できません。なおかつ社会保険扶養者である約1,200人に新たに支払いが発生します。1年間保険料を支払わなければ、保険証を取り上げられ資格証が発行されます。減免制度についても広域連合で県下一律に決められ、市独自に対応することができません。診療内容については、包括診療報酬、定額診療など、高齢者個々に対応した十分な医療を受けられる制度とはいえません。医療費削減を目的としたこの医療制度改革を認めることはできません。後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めます。	後期高齢者医療制度につきましては、県下全56市町村で構成する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月1日付で設立され、平成20年4月からの制度開始に向け、現在準備を進めているところであります。 広域連合においては、条例を制定し保険料及び実施する事務を規定しました。この条例において、世帯の所得水準による保険料(均等割部分)の軽減、徴収猶予及び保険料の減免についての規定を設けております。また、資格証明書の件につきましては、法律の規定を遵守することになりますが、資格証明書の交付に際しては、県内の市町村で充分協議をして実施してまいります。 現在、本市では、保険料の徴収等の事務について規定する条例の制定に向けて準備を進めており、診療内容につきましては、現在のところ具体的な事項が国より示されていないものの、後期高齢者医療制度につきましては、全国47都道府県で実施される制度であり、法整備もなされていることから、制度の中止・撤回については考えておりません。 なお、本市として優先すべきは、円滑な制度移行がなされるよう、市民の方々へ周知していくことであると考え、各町会・自治会に広域連合発行の広報紙の回覧や、まちづくり出前講座および各まちづくり会議の機会を促して制度の説明を行っているところであります。(市民経済部)
33	5	121	現下の緊急な課題として、小児救急医療といった特定の診療科での医師の偏在と病院勤務医の厳しい勤務状況についての改善が必要です。習志野市内の病院、診療所において安定して医療が提供できるように指導・援助を行い地域医療体制を強化して下さい。	医師の確保については、各医療機関とも努力しているようですが、全国的な医師不足の中では非常に難しいようです。市レベルで対応できる分野ではない事から、国レベルの対応の動向に注視したいと思っております。(保健福祉部)
34	5	121	済生会習志野病院の医療向上のため、(1)市民病院としての役割を持ち、二次救急医療機関として市が建設費の10%を分担した病院であり、市民に安心できる医療を提供する責務があります。現役の労働者にとって土曜日は、休暇を取らずに診療が受けられる貴重な日です。土日、土日祝日と連日診療が受けられない状況は解消して下さい。	済生会習志野病院における診療体制(土曜休診)については、医師不足が原因とのこと。現在、済生会習志野病院では医師の確保には努力していただいているところですので、市民の皆様にも現状をご理解いただきたいと考えております。(保健福祉部)
35	5	121	(2)救急基幹センターと同程度の二次救急医療の実施を市と協定をかわしましたが、この協定を確実に実施するようにして下さい。また、救急部として専用病床が確保されているのか、並びに、小児救急のオンコール体制ができてきているのか確認してください。	協定を交わした項目については実施していただかなくてはならないと考えており、協定書の項目である救急基幹センターと同程度の体制の実現について平成19年8月29日に改めて要望いたしました。現段階では二次救急医療機関としての委託をしております。救急部の専用病床は6床あるとのこと。小児科の常勤医師は1名であり、オンコール体制はとっていないそうです。体制を整えるためには、医師が最低5名必要であり、現在医師の確保に努めているようです。(保健福祉部)
36	5	121	(3)差額ベット代を取らないように要請して下さい。救急車での入院の湯場合は特別の配慮をして下さい。	済生会習志野病院では、稼働ベット346床のうち156床が無料のベッドのようです。この稼働率は79.8%ですので空き部屋がある状況のようです。差額ベットの病室しか空いていない場合は、減免をしているとのこと。(保健福祉部)
37	2	122	地域福祉の充実について課題だけが記述されており、現状がどの様なのかわからない。現状分析内容がもっと市民に分かるようにすべきです。	現状は少子高齢化が進み核家族化が進み人との繋がりが希薄化する中、孤独死や老々介護、振り込め詐欺など多くの社会問題が発生しております。こうした中、誰もが安全で、安心した生活を営むために、地域社会と協働し地域福祉の充実を図ろうとするものです。(保健福祉部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
38	2	122	地域福祉の充実のバリアフリーについて、国の政策だけが記述され、本市の政策・施策の現状が全く記述されていません。国の政策を受けて本市がどのような取り組みをしているのか明確にした上で、これからの課題を整理すべきです。	本市では、国政策に基づき、これまで公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が個別に行ってきたバリアフリー化事業を重点的に整備する区域を設定し各事業者が一体的・集中的に事業を実施することによりバリアフリー化の施設整備の促進を図ることを目的に平成17年3月に「習志野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、主要駅を中心に重点整備地区を設定し、エレベーターやエスカレーターの整備をはじめ、視覚障害者誘導用ブロック等の整備や歩道の段差解消など計画的に実施しております。これらについて、3節1項の都市基盤の整備・充実の記述にて本市の取り組み課題を記述しております。なお、都市基盤以外では、市内公共施設にオストメイト(直腸機能障害等)に対応したトイレの整備や精神障害者に関する理解普及啓発やマタニティマークの普及啓発などおこなっているところであります。今後も引き続き誰もが不自由なく行動し交流できる環境づくりのためハード、ソフト両面からのバリアフリーの必要性を記述しておりますので、ご理解ください。(保健福祉部)
39	2	122	下記の課題については主な事業として取り上げ、【施策の内容】と主な事業とが関連するようにすべきです。 困ったときはいつでも支えあえるようなまちづくりを目指して地域ぐるみ福祉の推進を図っていきます 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体やNPO法人といった市民活動団体を養成していきます 地域包括支援センターの機能強化を図り、福祉コミュニティの支援体制の確立を図ります 地域での人的資源の活用方法を含め福祉資源の積極的な活用を推進します。	「地域ぐるみ福祉の推進」の施策内容として について災害時要援護者支援事業や社会福祉補助事業を、「地域福祉資源の活用と充実」における施策内容として について新総合福祉ゾーン整備検討事業を掲載いたしました。 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、支部活動を始めさまざまな事業を実施していることから、運営を補助し、支援しております。(保健福祉部)
40	2	122	葬祭事業について、市単独での葬儀式場の検討は前期基本計画に明記されているのに、なぜ、後期基本計画では削除されたのですか。	馬込斎場における火葬炉の処理能力が限界に達することが予測されることから、斎場の建設について検討してまいりましたが斎場を建設できる適所が市内にはございませんでした。 現在では、四市複合事務組合の一員として式場も併設される新斎場の施設整備の建設運営に関し、共同で取り組んでいるところです。このような経過から、後期基本計画では市単独での式場の建設検討については削除いたしました。(保健福祉部)
41	5	122	社会福祉を志し従事するものが、その仕事に誇りと生きがい、働きがいを持ち、長期にわたって就業し十分に力を発揮できるような適切な賃金、労働時間、福利厚生等を保障し、魅力と働きがいのある福祉職場とするため、自治体による財政的な支援と適切な監査・指導等を検討してください。	財政的な支援では、障害福祉施設等に運営費の一部を補助しております。介護保険施設等への監査・指導等は地域密着型サービス事業所に対しては本市が、その他のサービス事業所に対しては千葉県が、それぞれの権限において実施してまいります。(保健福祉部)
42	7	123	「こども園整備と既存市立幼稚園及び保育所再編について第1期計画(素案)」に述べられている背景やその目的では不十分に過ぎるように思われます。東習志野こども園についての十分な検証を踏まえたくうえで、後期計画の計画期間をはるかに超えた長期に及ぶ視点から、十分な検討をしなければならないと考えます。	素案は、あくまで現段階での市の考え方であり、今後検討委員会に意見を聴き、不十分な点は補強して参ります。(こども部)
43	2	123	重点指標の一つに「元気な高齢者の数」が掲げられており、目標値が絶対数で表現されています。この目標値が一桁まで決められていますが、ここまで細かな数値を決める理由は何ですか。目標値は絶対数とともに介護保険第1号被保険者の数を知るためにも比率を併記してはいかがでしょうか。	目標値は、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画に基づく計画数値を抜粋しました。高齢化率が現状の17.1%から21.9%と4.84ポイント上昇し、高齢者が急増する中、事業計画では、介護予防事業等により、要介護等の認定を受ける方を少しでも減らしていくことにより元気な高齢者を増やしていく事を目標とした為絶対数で表現しました。(保健福祉部)
44	2	123	先日、テレビのNHKで視覚障害者自身がパソコン講師となって視覚障害者にパソコンを教え、視覚障害者の自立に役立っているという番組の放映がありました。ぜひ、障害者福祉事業として保健福祉部で調査・検討してください。	県の補助事業であるパソコン利用促進事業として県内3箇所委託を受けて実施しているもので、県下の視覚障害者で手帳を取得している方は受講できます。(保健福祉部)
45	4	123	子育て支援のために退職している祖父母の問題も報道されています。習志野市もこの側面からの分析も必要です。安心して共働きできる体制を構築することがGDP18位の日本社会には絶対に必要なのです。	こども園整備に係る定員や位置等の施設内容、地域の公立施設在籍児の変化や施設の老朽度合など総合的に検討して決定して参りたいと考えております。(こども部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
46	4	123	高齢者対策も実質的に年金収入が減少していく時代に向けて、高齢者が適正な賃金で働ける環境を早急に作る必要があります。シルバー人材センターの活用も根本的な見直しを行い高度化しなくてはなりません。	シルバー人材センターの目的は臨時的、短期的な業務を組織的に提供しており、定期的な収入を得て生計を維持するものではありませんが、就業の機会や会員の確保のため、協力してまいります。(保健福祉部)
47	5	123	高齢者にかかる調査によると、孤独死、生活設計、本人・家族の健康などが大きな「悩みや不安」となっています。経済的支援の充実、福祉・介護施設等の整備、ひとり暮らし高齢者等に関する相談体制の充実、働く場の確保などの施策を推進し、高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会を実現して下さい。	習志野版セーフティネットの中で、高齢者の不安等の解消に向けての施策を検討してまいります。(保健福祉部)
48	5	123	介護保険制度について、市町村が福祉用具貸与の是非を判断する際には、ケアマネジャー・主治医らの判断を最大限に尊重してください。	要支援1、2、要介護1などの軽度者に対する特殊寝台や車いすなどの貸与については、医師が必要と認めた事由の確認方法として、医師の意見書の他、ケアマネジャーによる医師の意見聴取による方法も認められております。また、この他にケアマネジャーが市へ提出する書類については、ケアマネジャー側で常時作成されている書類の写し等とし、利用者の状況を把握するとともに、ケアマネジャーが行う手続きについても最小限の書類としております。 なお、今後とも、軽度者であってもその状態からみて、これらの福祉用具利用が必要な場合は、医師の所見・適切なマネジメントを通じて介護給付を実施してまいります。(保健福祉部)
49	5	123	高齢者の約6人に1人が、収入は増えないにも関わらず、保険料段階が上昇しました。市の責任で払える水準の保険料に抑えてください。	介護保険料は、所得能力に応じた負担として相互扶助の上に成り立っている制度です。 被保険者の保険料負担が過大なものとならないよう介護保険法に基づき、一定の公費が投入されており、国・県・市で給付費の2分の1を賄うこととなっております。 平成17年度税制改正の影響により、地方税法上の経過措置対象者の方を対象に、保険料が急激に上昇することを緩和するため、平成18年度、平成19年度の2年間にわたり段階的に引き上げていく措置を講じていたところですが、平成20年度にこの激変緩和措置が終了することにより保険料が上昇し、高齢者の負担増の配慮から保険者の判断により激変緩和措置の延長について検討してまいります。(保健福祉部)
50	5	123	特別養護老人ホームの入所待機者は依然として解消されていません。速やかに市内に特別養護老人ホーム、宅老所、収入に応じた利用料となっている生活支援ハウスなどを整備し、施設不足の深刻な状況を改善して下さい。	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に位置付けられた施設整備計画により進めてまいります。(保健福祉部)
51	5	123	日本の高齢者は諸外国と比較して就労意欲が非常に高い状況を踏まえ、長年培ってきた知識と経験を活かし、意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく働き続けることが出来るように環境整備を行って下さい。	シルバー人材センターでは、概ね60歳以上の方に、生計の維持を目的としてはいないものの、今までの経験・知識を生かし各人の希望と能力に応じた仕事を紹介し、生きがいの充実、社会参加の促進を図っています。(保健福祉部)
52	5	123	無年金者・低年金者が増え続け、保険料の滞納者が減らないのは、年金制度の構造的欠陥を示すものです。最低保障年金制度の構築ならびに、無年金者・低年金者の生活保障に取り組んで下さい。	国民年金制度については、機会あるごとに全国市長会等を通じて、制度改善について国に対し要望してまいります。また、平成19年7月13日全国都市国民年金協議会総会にて、すべての無年金者・低額年金者に対して保険料納付要件見直し等、抜本的な制度改善・救済措置を早急に講じられるよう国に対し要望しました。また、生活保護法に基づき対応してまいります。(市民経済部、保健福祉部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
53	5	123	障害者の経済的な負担を軽減するために財政面での支援を強化するとともに、障害者自立支援法の抜本的な見直しを早急に検討して下さい。	障害者自立支援法の施行を受け、障害のある方の社会参加のための移動支援事業など市町村事業に位置付けられている地域生活支援事業において、所得に応じて10%・7%・5%・3%・0%と利用者負担軽減策を講じております。 なお、障害者自立支援法におけるサービス利用に伴う利用者負担については、施行後の状況の中で、国において負担軽減策を講じており、現在も法施行後3年経過後の抜本的な見直し作業に着手しているものと認識しておりますので、その動向に注視してまいりたいと考えております。(保健福祉部)
54	5	123	発達障害者支援のための体制整備を図るため、医療、保健、福祉、教育、雇用等の分野に発達障害に係る支援体制を整備して下さい。また、支援の体制を実践的に構築することが重要であることから、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する支援を提供する事業を実施して下さい。	発達に課題のある方に対し、保育・教育などできうる支援策を講じております。また、保健・福祉・教育分野の連携した検討の必要性から、発達障害者支援法の施行を受け、平成18年度より庁内組織を設置し様々な観点から、早期発見・早期支援、ライフステージに応じた支援の重要性に対応した支援体制・施策の検討をおこなっております。(保健福祉部)
55	5	123	障害者が、障害のない人と同様にその能力と適性に合った雇用の場に就くことが出来るような地域を目指して、事業者に対する指導・援助や障害者団体と連携した広報啓発活動の実施等を総合的に推進して下さい。	「商工会議所」「ハローワーク」「障害者就業・生活支援センター」「障害者施設」等と連携し、今後も更なる就労支援に対する啓発活動を実施します。(保健福祉部)
56	5	123	特定非常利活動法人による障害者(児)施設の実態を見ると、荷が重いとしか云いようがありません。「子育て支援日本一」を掲げる習志野市として、障害者(児)施設の運営、維持が円滑に保てるよう単価の見直しと補助を検討して下さい。	地域生活支援事業のサービス単価の設定につきましては、法施行後の円滑な事業移行を基本に事業移行後も継続した利用ができることやサービス水準を維持できうるサービス単価として平成18年9月までの障害者自立支援法によるサービス単価を踏襲した単価設定をし、中でも日中一時支援事業については、一時的預かりにデイサービス要素を加味した単価設定としたところであります。現在のところ単価設定の見直しは考えておりません。(保健福祉部)
57	5	123	共同生活介護(ケアホーム)サービスは、障害程度区分の判定により、事業所報酬単価が決めるために、世話人の給与保障も十分でなく、有償ボランティア的雇用としています。習志野市の区分判定については他市より厳しいように思います。	障害者自立支援法に基づく障害者程度区分審査会において、程度区分の認定をしています。(保健福祉部)
58	5	123	習志野市における地域生活支援事業は、利用者負担が大幅に考慮されているので、支給されているサービスは、できるだけ利用したいという親と家族の要望が大きいです。一方事業所は受入れ数に限りがあり、新規登録の受け入れ中止状態です。利用者個々の家族事情による切実な声を受け、一日も早い解決策を実施して下さい。	本市の地域生活支援事業のうち、障害のある方の保護者の一時的休息や、保護者の就労支援のため日中において、一時的にお預かりする日中一時支援事業につきましては、現在までに23事業所の登録をいただいておりますが、この内、市内には4事業所のみの状況となっております。 ご家族の実情からは、市内での事業所確保を希望する声が多いと受け止めており、市内での事業参加について、関係事業所に要請しております。(保健福祉部)
59	5	123	登録待機児にサービス提供が可能になるよう公的施設、あじさい学園、あかしや学園の退園後の開放又は日中一時支援、児童デイサービスの早期実現を検討して下さい。	障害者の日中一時支援等のサービス提供体制につきましては、あじさい学園・あかしや学園の活用策も含め検討している段階であります。(保健福祉部)
60	5	123	心のゆとりをもち障害者(児)に対して愛ある支援のできる人材の確保と育成、資質向上のための研修、福利厚生の実施が実施できる単価設定を検討して下さい。	地域生活支援事業のサービス単価の設定につきましては、法施行後の円滑な事業移行を基本に事業移行後も継続した利用ができることやサービス水準を維持できうるサービス単価として平成18年9月までの障害者自立支援法によるサービス単価を踏襲した単価設定をし、中でも日中一時支援事業については、一時的預かりにデイサービス要素を加味した単価設定としたところであります。現在のところ単価設定の見直しは考えておりません。(保健福祉部)
61	5	123	少子化対策として、(1)少子化の主たる原因として、晩婚化に加え、新たに、結婚した夫婦の出生力の低下と言う傾向が見受けられたことを踏まえ、習志野市と市内事業主が協力して次世代育成支援に向けた具体的な行動計画を策定して下さい。	商工会議所と連携した中で、企業の少子化に果たす役割は非常に大きいものであることを踏まえ、「仕事と家庭の両立支援」について企業に対し働きかけていきます。(こども部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
62	5	123	(2)雇用の不安定な若年者は、社会的、経済的に自立できないため、家庭を築くことが難しい状況にあります。不安定な雇用や失業、無業という状況のなかにある方が大幅に増加していることから、若年者の雇用問題に取り組んでください。	本市近隣に設置されております「ハローワーク船橋」、「ジョブカフェちば」、「ちば仕事プラザ」など、国・県の市施設との連携を図るとともに、若者の就業意識の醸成や雇用のミスマッチを解消するため企業等の協力のもとインターンシップの推進、非正規労働者の常用雇用転換支援などに取り組んでまいります。(市民経済部)
63	5	123	(3)少子化の流れを変えるため、従来から進めてきた仕事と家庭の両立支援策や保育サービスの充実に加えて、仕事と生活の調和の観点から、女性だけでなく男性の育児休業の取得促進に努める必要があります。さらに、育児期の男性の長時間労働を減らし、家庭でしっかりと子どもに向き合う時間がもてるような環境づくりが必要です。	「仕事と家庭の両立支援の推進」につきましては、国をあげて推進しているところであり、少子化の流れを変えるためには、行政のみならず、地域、学校、企業が一体となって子育て家庭を応援して行くことが必要であると考えております。(こども部)
64	5	123	地域共同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手や短時間こどもを預けられる人がいないなど、子育ての負担感が大きく、特に在宅で育児を行っている割合の高い3歳児未満時を持つ母親の半数近くが社会からの疎外感や孤立感を感じている状況があります。相談体制の充実や一時保育の拡大など利用しやすい育児サービスを展開して下さい。	これからの子育て支援を地域の力により地域での子育てが必要であると考えます。一時保育については、昨年10月15日からキャンセル待ちの登録を実施し、利用者の利便を図っております。また、親子の居場所づくりとして、市内2ヶ所にこどもセンターを設置しており、昨年10月には商店街の空き店舗を利用して「きらっ子ルームやつ」というこどもセンターの小型版を開設しました。これらの施設には保育士がおり、子育ての相談も受けています。さらに専門的なご相談は、市内5ヶ所のヘルスステーションの保健師もお受けしています。今後もこども園の整備にあわせ、相談体制の充実や一時保育の拡大に努めてまいります。(こども部)
65	5	123	子育て世代の経済的負担の軽減はもちろん、子どもの健やかな成長のために、小学校卒業までの通院も無料化を実施して下さい。	平成20年8月診療分より、入通院に係る自己負担金200円を無料にすべく作業を行っておりますが、小学校卒業まで通院を対象とすることに関しましては、実施方法や財政状況を踏まえ、研究しているところでございます。(こども部)
66	5	123	虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備充実して下さい。	平成19年度より子育て支援相談室の相談員を1名増員し、関係機関との連携・調整を進めておりますが、今後も引き続き支援体制の充実に努めて参ります。(こども部)
67	5	123	生活保護の補足率は10%前後との推計がありますが、ナショナル・ミニマムであれば低所得層に高い補足率で適用されていなくてはなりません。申請を認めない「水際作戦」など不当行為を行うことなく、生活保護制度を低所得層に普及し生活水準の底上げに努めて下さい。	生活保護の申請については、相談の段階で制度の仕組み、受けた場合の権利・義務についての説明をし、申請の意思確認をしたうえで受理しており、申請拒否等の「水際作戦」はしておりません。尚、制度の内容については、生活援助関係部署の窓口で市民向けパンフレットを配置し、周知を図っております。(保健福祉部)
68	5	123	労働者の3人にひとりがパートやアルバイト、派遣・契約社員として働いています。年収200万円以下の労働者は全国で1100万人に上り、ワーキングプア世帯は400万世帯を超えていると推定され「ネットカフェ難民」等、新たな社会問題となっています。雇用、住宅、保健医療、福祉等生活困窮者の支援対策を整備して下さい。また、解決策の一助として、生涯教育の一環として、生活を支える技術訓練教育を至急開始すべきと思われます。	本市近隣に設置されております「ハローワーク船橋」、「ジョブカフェちば」、「ちば仕事プラザ」など、国・県の市施設との連携を図るとともに、若者の就業意識の醸成や雇用のミスマッチを解消するため企業等の協力のもとインターンシップの推進、非正規労働者の常用雇用転換支援などに取り組んでまいります。医療費負担に不安のある高齢者に対してセーフティネットを実施する予定です。世代や所得状況等、対象者に適した支援体制を整備しております。また、生活保護法に基づき対応してまいります。(市民経済部、保健福祉部)
69	2	131	協働型社会の実現には、市政情報の積極的な開示が不可欠であり、…情報提供に努めますという記述について、主な事業にも記載がありません。非常に重要な課題ですので、現状を精査し、主な事業に事業内容を掲載してください。	来年度、市民検討委員会を設置し、本市における協働の推進について市民等から幅広く意見等を求め、市民等と市との相互理解のもとに「習志野市協働のための基本方針」の策定等を行う予定であります。この市民検討委員会では、協働に関する基本的な考え方やシステムの構築等を行うための基本方針の策定をはじめ、協働の推進に向けた具体的な行動計画案の検討について協議・検討していただく予定となっております。従いまして、ご意見いただいた件も含め、この市民検討委員会における基本方針策定作業のなかで、協議・検討してまいりたいと考えております。(総務部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
70	2	131	「平和事業の推進」が「4節 地方分権時代を踏まえたまちづくりの推進」に入っていますが、他の2項と異なり違和感を覚えます。重要な事業の一つであることは間違いなく、どうしても入れるのであれば、「3章 安全で安心な暮らしができるまち」の「1節 安全で安心なまちづくりの推進」に入れるか、3章の中に別の節を作って記述するのが良いと思います。記述内容をもっと充実させてください。	本市は昭和57年8月5日、県内で初めて核兵器廃絶平和都市を宣言して平和事業を本市の根本的なまちづくり政策の一つと位置付け、核兵器や戦争の悲惨さ、平和の尊さを永遠に伝えていくため、まちづくり推進課の所掌事務として平和祈念事業や被爆地への市民代表団派遣事業などを市民との協働により実施しています。今後も市民と行政が一体となった平和事業を展開していくことが必要であるため、この施策を市民と行政との「協働型」社会の実現の項に位置付けているものですので、ご理解下さるようお願いいたします。(企画政策部)
71	2	131	「市民と行政との協働型社会の実現」は「協働のための基本方針」に基づいて展開していく(P110)となっています。基本方針の策定期間を明確にし、早急に策定を図るべきです。	来年度、市民検討委員会を設置し、本市における協働の推進について市民等から幅広く意見等を求め、市民等と市との相互理解のもとに「習志野市協働のための基本方針」の策定等を行う予定です。従いまして、当検討委員会での協議・検討を経て、平成20年度末を目処に成案を策定したいと考えております。(総務部)
72	2	131	習志野郵便局旧局舎跡地を整備するとはどういう意味なのか明確にし、後期期間中にどのような整備が行われるのか市民に分かるようにすべきです。	財源につきましては、地元大学との連携により行政の負担をできるだけ軽減できるよう協議を推進していきたいと考えております。また、ここで言う整備とは、計画期間内に地元大学との連携を深めて、具体的な整備手法などを確立し、大学施設と市民活動、協働の拠点施設の複合施設として整備を図ることを意味しております。(企画政策課)
73	6	131	「核兵器廃絶平和都市」を宣言した習志野市は、現在の日本国憲法を守り、憲法改悪に反対する立場で基本計画を策定していくべきです。国民保護計画を推進するのではなく、平和外交の推進と、国民保護法を含む有事法制の見直しを国に働きかけていくことこそ、平和都市・習志野の基本計画に位置づけるべきです。	国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、いっそうの外交努力が払われることが何よりも重要となります。本市としては、昭和57年に恒久平和を強く願ひ「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、これまで各種の平和事業を展開しております。今後とも、「核兵器廃絶平和宣言」に基づき核実験実施国に対し、抗議文を送る等、平和への取り組みを引き続き行ってまいります。 しかしながら、様々な努力等にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護計画を策定し、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めております。 市としては、防災対策や健康危機管理体制と同様に、住民の生命、身体及び財産を保護するために国民保護計画を策定いたしましたことから、これを後期基本計画に位置付けております。(総務部)
74	6	131	多くの若い世代に戦争や核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学んでもらうために、「原爆資料(写真・絵)の展示」だけでなく、「平和の語りべ事業」や「被爆体験講話事業」を毎年行うことを加えてください。また、戦争体験者や被爆者の高齢化により、これらの事業が困難になった場合には、それに代わる戦争の悲惨さを伝える企画(記録ビデオ・映画の上映、図書館の平和コーナーの充実など)を基本計画に位置づけてください。	現在、語りべ事業や被爆体験講話事業の恒常的な実施を検討している段階であるため、基本計画に具体的に盛り込むことはできませんが、被爆地の人々との交流の一環として、これらの事業については、代替措置も含め、今後も検討して行きたいと考えております。(総務部)
75	7	131	協働型社会を構築するためには、「市民意向を反映」よりもっと踏み込んで、市政における計画や施策の策定過程そのものへの市民の参画をきちんと位置づけるべきではなかろうか。	計画策定などについては、現在、まちづくり会議等を通して市民の皆様との対話を行なっております。また、協働型社会の構築へ向けた市民参画の方法については、今後策定予定の「習志野市協働のための基本方針」を通して位置づけていきたいと考えております。(総務部)
76	2	141	財政健全化は本市の最重要課題の一つであることは明瞭であるが、現状把握をしっかりと、課題をもっと市民に分かりやすくすべきです。	財政健全化の現状把握・課題は、集中改革プランや第三次行革大綱に記載していることから、後期基本計画内では記載しておりません。しかしながら、ご指摘のとおり本市の現状について簡略に記載することとし、以下のように2点修正します。1. 57ページ2つ目の2行目「全体」を「歳入全体」に修正。2. 1と同じ の3行目「結果となりました」の次に以下を追加。「また、歳出においても、社会保障に代表される扶助費や各公共施設の老朽化にともなう施設管理費が増加傾向となります」(財政部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
77	2	141	新庁舎の建設に関する取り組みの具現化の意味とランドデザインの費用不掲載との整合性について明確にすべきです。	現在の庁舎は1964年(S39年)の建設で後期基本計画の終了年度である2014年度(H26年度)には、建設後50年を経過します。そこで、前期基本計画の「総合庁舎のあり方について研究します。」との記述を一步進め、後期基本計画では建設に向けて具体的な取り組みを図るため、施策の基本方向において「庁舎の建替えについて具現化を図ります。」と記述したところでありますが、誤解を避けるため「庁舎の建替えに向けた取り組みを進めます。」に修正いたします。建設に向けた具体的なスケジュールが確立した時点で、ランドデザインを見直すなどの対応を行ってまいります。(企画政策課)
78	3	141	分散している庁舎を1ヶ所に集約し、市民サービスの向上、充実のために16万都市に相応しい庁舎の建設を早急に進めるべきです。	建設費用の確保等、課題はありますが、市民サービス向上のため、庁舎の建替えに向けた取り組みを進めます。(企画政策課)
79	2	141	「集中改革プラン」を完全実施するためにも、本項のなかに「集中改革プランの推進(仮称)」という言葉が記述してください。	集中改革プランにて掲げているものが当面の主要目標ではありますが、プランの計画期間は平成22年度であります。また、第三次行革大綱の改革項目及び地方分権改革推進法に関連する改革事項が想定されることから「行財政改革の推進」という大きなくりに記載しております。(財政部)
80	2	141	「広域行政に関する調査・研究会」が掲載されているが、後期期間中に検討すべき事業は明記されていない。後期期間中に検討すべき事業として、消防行政と介護福祉行政の広域化を掲げ、検討してはいかがでしょうか。	「広域行政に関する調査・研究会」においては、消防の広域化やスポーツ施設の相互利用等の分野別に複数の部会を設置し、各分野の広域的な連携に関して共同研究を始めたところです。今後これら各部会の検討内容の具現化に向けて、構成市とともに取り組んでまいります。なお、消防の広域化、指令業務の共同化につきましては、「防災対策の充実」の項で記述しております。また、介護福祉行政の広域化につきましては、基盤整備が進んでいる本市において広域化のメリットが見出しにくいことから、他市の情勢等を見守ってまいりたいと考えております。(企画政策課)
81	2	141	将来の習志野市を考えるためにも、「市町村合併」について、市民を巻き込んだ検討会を考えるべきではありませんか。	本市では、千葉県が県内の合併推進構想を策定することへの対応を図るため、平成18年度に庁内で市町村合併に関する研究を進めた経緯がありますが、県はこの構想の中で本市について具体的な合併の組合せを示さず、「更なるステップアップが望まれる地域」との位置づけを行なうに留まりました。したがって、県の示した合併推進構想について今後庁内での研究に基く検討を市民も含めて進めていく予定はありませんが、市町村合併にかかる情報の収集と市民への情報提供、及びそれらの情報を基にした研究は今後も継続してまいります。(企画政策課)
82	4	211	絶対に省略できない課題は環境問題だろう。それも素案に掲げる事業はみな重要ではあるが、網羅的にあげるだけでなく、焦点を絞り習志野独自の体制を早急に具体化に向けて提案してほしい。	ご指摘のとおり、環境問題においては、早急に取り組まねばならない多くの課題があります。これらの課題について、H19年4月よりスタートした、環境基本計画及び緑の基本計画等各分野別計画において、環境目標、施策の柱・方針・展開等を掲げ、総合的な施策を進めていきます。(環境部)
83	3	221	自然環境の保全・活用に関して、緑地の保全、維持及び山里、樹林の保護を強くすすめるべきです。	都市化の進んだ本市では、谷津干潟や実初自然保護地区をはじめとした自然環境の保全が重要な課題となっています。H19年4月にスタートした緑の基本計画では「貴重な緑の財産を守ります」を基本方針のひとつに掲げ、緑の保全・活用を図るための施策を進めていきます。同時に、その実現においては行政のみならず、市民の皆さんの理解・協力なしには困難であり、環境学習や協働の取り組みを通じて、保全施策の推進を図っていきます。(環境部)
84	3	231	美しい都市環境の創造では、特に高層ビル建設の場合、建築基準法の容積率、建蔽率による判断に加え、周辺地域の景観に配慮した違和感のない建物が必要です。	高さ制限につきましては、都市計画の高度地区として、また景観形成の方針策定のなかで検討を行ってまいりたいと考えております。(都市整備部)
85	3	321	効果的な土地利用の推進、特に農地に関しては食料自給率並びに緑地保存の観点から市民カレッジ・園芸専攻生の意見を聞くことも大切に思います。	土地利用の見直しにあたりましては、パブリックコメントなどの広報を行うことで、たくさんの方々からの意見をいただける機会を設けながら進めてまいります。(都市整備部)

No	意見番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
86	4	321	JR津田沼駅南口開発問題も全体システムの中で再吟味が切に求められます。この地域自体がコンパクトシティーの性格を十分備える必要があると思いますが、全体としても、習志野市のコンパクトシティー構想のどの部分を担うかです。	JR津田沼駅南口特定土地地区画整理事業は、都市拠点として位置付けられているJR津田沼駅周辺地区の都市機能の充実、地域活性化や良好な都市型住宅市街地の形成を目的に実施されています。 本事業では、これから少子高齢化社会への対応も考慮し、歩いて暮らせる集約型の都市構造の実現を目指していきます。(都市整備部)
87	7	321	津田沼南口土地地区画整理事業への65億円の支出は行革に逆行しているのではないだろうか。	JR津田沼駅南口特定土地地区画整理事業は、都市拠点として位置付けられているJR津田沼駅周辺地区の都市機能の充実、地域活性化や良好な都市型住宅市街地の形成を目的に、組合施行の土地地区画整理事業として実施されております。 市から組合事業への支出は、当事業地区内で、本来は行政が実施しなければならない都市計画道路(2路線)、近隣公園、市道00101号線、都市下水路などの整備に係る費用の範囲で負担することを基本としております。 なお、当初約65億円だった市の負担については、国費導入が図れたことから、約44億円となっております。(都市整備部)
88	5	331	「習志野市交通バリアフリー基本構想」にもとづき、現在JR津田沼駅、京成津田沼駅が計画化されていますが、市内の他の駅も乗降客が規定の5,000人を超えており、早急なバリアフリー化が望まれています。駅と公共施設あるいは駅と商業施設を結ぶ道路の円滑な交通を確保するようにして下さい。	JR津田沼駅および京成津田沼駅周辺のバリアフリー化の整備を進めていくとともに、他の鉄道各駅を中心としたバリアフリー化事業に取り組めるよう推進を図ってまいります。(企画政策部、都市整備部)
89	2	999	手作りという記述をすることは無いと思います。	行政が計画書を作成する際には、業者に委託する手法がよく行われますが、本市は職員の政策形成能力向上のため、習志野市後期基本計画を職員による手作りで作成いたしました。そのような経過を市民の皆さんにお示しすることも大切と考えたものですが、表現については「職員による手作りで策定した総合的な計画です」を「職員による全庁体制により策定した…」に修正いたします。(企画政策課)
90	2	999	「主な事業」の中に補助・助成事業(*1)が数多く掲載されていますが、基本的には補助・助成事業が「主な事業」だとは思いません。職員が主体的に行う重要な事業が「主な事業」になるのであって、補助・助成事業が「主な事業」ではないのです。「主な事業」の再検討が必要です。	基本計画の主な事業は、主要事業と経常事業から成りますが、その中には補助事業や助成事業も含まれております。現状では市民団体等への支援も行政の事業の1つと考えております。(企画政策課)
91	3	999	個々の施策実現に向けたタイムスケジュールの記載があれば更に理解しやすくなります。また、何時、誰が、何処で、何を、どのように進めるか、施策内容は可能な限り具体性を持たせるべきです。	本市の長期計画は、まちづくりの方向性を示す「基本構想」、施策の体系を示す「基本計画」、事業計画を示す「実施計画」から成り、基本計画は、各施策の体系及びその方向性を示すレベルで記載しており、各事業の年次計画につきましては、現在作成中の実施計画に反映させてまいります。(企画政策課)
92	3	999	「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる都市(まち)習志野」を文章表現でなくビジュアルで表現してほしい。	自己実現のあり方は、市民一人ひとり多様な形がありますので、ビジュアルでの表現には困難と考えますので、ご理解ください。(企画政策課)
93	4	999	現代世界の動きは急激に変化しており、その状況変化に基本計画はある程度、対応しようと努力されていることは理解できるが、不十分でと感ぜられます。習志野市の住民の労働人口の大半は、習志野市の外に、東京あるいは千葉に、職場を持つのではないかと。基本計画はそれをどのように構築するか明確にしなくてはなりません。習志野市の特性をいかに打ち出すか、習志野市の市民の、1日の昼夜、一週間の週日休日を含む、動態分析等を行わず、計画も初期値(基本的方向性)を見誤るならば結果的に大きな過ちを犯すことになるでしょう。	ご指摘の点について、平成18年度に行った市民意識調査では、習志野市民の通勤・通学先は、習志野市を除く千葉県内が34%、東京都内が37.6%となっており、いわゆるベッドタウンというのが習志野市の特徴の一つと認識しております。今後の施策を推進していく上で、方向性を誤らないよう努めます。(企画政策課)
94	4	999	行政には既にさまざまな基礎データがあるはずですが、それをベースにまち特性を十分把握して、その特性を有機的に再構築し、基本計画の中で再構築する必要があります。ハミングロードやコミュニティーバス、道路計画整備、などは其の視点で再検討する必要がありますと思います。	ハミングロードやコミュニティーバス、道路計画等については、各部署でより詳細な分析に基づき、計画を立てて実践しております。その主要な要素を後期基本計画の各施策の基本方向に反映しています。ただし、社会経済や市民生活の変化に応じて適宜、見直しを図るよう努めます。(企画政策課)

No	意見 番号	章節項	意見の概要	市の考え方(担当部段階)
95	4	999	基本的にはコンパクトシティである構想も大切だが、16万都市であっても地域特性に大きな差があると思われしますので、それぞれに欠けた部分を全体システムの中でどのように補完的に機能させるのが基本計画の基本になくはないでしょうか。それが上位システムである東京圏や千葉圏との関係の中で構築されなくてはならないのではないのでしょうか。	本市は市制施行以来、東京圏、千葉圏といった大都市圏の中で、市民と行政との距離を近く保つことができる市域面積、人口規模という特性を最大限に活かしながら、市民生活を優先した自主自立のまちづくりを展開してまいりました。このまちづくりの考え方は本市の基本構想を貫いている思想であり、本後期基本計画はこの構想のもとに、市民意識調査で示されている市民の定住傾向や市民が重点的に取り組むべきと考える施策を踏まえ、策定してきたものです。本市がその地域特性上の理由から広域的な視点で補完すべき施策の部分については、千葉都市圏や湾岸都市圏の広域的な連携を推進する中で補ってまいります。(企画政策課)
96	4	999	「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できるまち習志野」の標語は的確ではない。習志野で自己実現をする市民は少ない。むしろ故郷としての習志野ではないか……自分たちで言葉を生み出そう。習志野のまちを考え抜いた末に行き着いたイメージを標語にしたいものです。	ご指摘の「市民一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できるまち習志野」は、人々の価値観が多様化するとともに、物質的な豊かさから精神的な豊かさを追求する方向へと変化する中で、市民一人ひとりの内面に焦点をあてて、めざすべき都市の姿として表現し、基本構想に掲げています。習志野市民が様々な機会で自己実現できるよう支援していきたいと考えますので、ご理解ください。(企画政策課)